

北那覇税務署からのお知らせ

●確定申告が間違っていたとき…

確定申告書を提出した後で、申告内容に間違いがあることに気付いた場合や確定申告を忘れていた場合などは、次の方法で訂正や申告をすることができます。

税額を多く申告した場合

更正の請求ができます。
提出期間は法定申告期限から5年以内です。

税額を少なく申告した場合

修正申告をしてください。
法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

申告を忘れていた場合

早めに申告をしてください。
加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの期間について延滞税がかかります。

●保険年金に係る特別還付金の手続

次に該当する年金を受給されている方は、平成12年分から平成18年分の各年分の所得税額が納め過ぎとなっている場合がありますので、ご注意ください。

なお、納め過ぎとなっている方については、**平成24年6月29日**までに手続をしていただくことで、納め過ぎとなっている所得税額に相当する額(特別還付金)が支給されます。

年金型保険	死亡保険金を年金形式で受給している方
学資保険	学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方
個人年金保険	相続等により個人年金保険契約に基づく年金を受給している方



税務署での相談はお電話でご予約をお願いします。

- ※ご予約されますと、お待たせすることなくご相談に対応できます。
- ※ご予約の際に必要な書類を確認し、相談日にご持参いただきますとスムーズで、より具体的なお相談ができます。
- ※ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談の内容等をお伺いしています。

〈問い合わせ〉
北那覇税務署 ☎877-1324
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
税に関する情報は国税庁ホームページをご覧ください。



国民年金保険料 学生納付特例制度

～猶予申請受付を4月2日から開始します～

日本国内に住む全ての人
は、20歳になった時から国民
年金の被保険者となり、保険
料の納付が義務付けられてい
ます。

しかし、学生の方の多くは、
収入が無いなどの理由で保険
料を納めることが難しいため、
申請により保険料の納付を猶
予し、社会人になってから納め
ることができる「**学生納付特
例制度**」が設けられています。

対象者
大学・大学院 短期大学 高等
学校・高等専門学校・専修学校
および職業能力開発校などに
在学する学生で夜間部・定時
制課程・通信制課程に在学す
る方。

審査基準
①本人の平成24年度の所得額
(所得の目安 118万+扶
養親族の数×38万+社会保険
料控除額等)
②災害・失業・事業の廃止等
以上の点を日本年金機構が
審査し、承認、却下が決定され
ます。

なお、免除申請する際は、前
年の所得の有無を確認します
ので、所得がある方は申告が
必要となります。また、失業さ

れている場合は、所得の基準
額より失業した人の所得が上
回っているとき、雇用保険受給
資格者証・雇用保険被保険者
離職票等が必要です。

猶予申請に必要な書類
①学生である身分が証明でき
るもの「**学生証**または平成24
年4月1日以降に発行された
在学証明書のいずれか」が、必
要です。

②前年に所得がある方で、平
成24年1月1日現在の住民登
録が他市町村の場合は、**所得
課税証明書(扶養状況が記入
されているもの)**を提出して
ください。

**学生納付特例申請は、毎年
申請が必要です。**
学生納付特例の申請が遅れ
ると、申請日前に生じた不慮
の事故や病気による障害につ
いて、障害基礎年金を受け取
ることができない場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ
市民課 国民年金係
☎876-11234
(内線3111~3116)
日本年金機構ホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/>)
でも、案内してください。



学生納付特例期間の年金はどうなるの?

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

	納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません

- 障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには、一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金受給期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

「浦添御殿の墓」が「のちのち」を蘇らせる

平成23年8月から進めていた、市指定史跡「浦添御殿の墓」の整備が完了し、3月12日(月)に整備完了報告会が行われました。

浦添御殿の墓は、去る沖縄戦や長い年月の経過により破損していましたが、石積みへの傾き等を修復し、かつての姿を蘇らせました。

報告会には、浦添御殿の墓を浦添市へ寄贈してくださった御親族51人が参加し、完成を祝いました。

浦添御殿の墓は、第二尚氏第14代国王尚穆王(在位1752~1794年)の次男、浦添王子朝央を元祖とする浦添家の墓です。墓は浦添市内でも最大級の亀甲墓で、東西20メートル、南北27メートルあります。広い庭や大きなヒンブン、巧みに組み合わされた石積み、正面に使われた巨大な石などは、浦添御殿の栄華を今に伝えるものです。

※御殿とは王の一族の敬称です。

